

# 大津市立やまびこ総合支援センター内 生活支援センター—2024 年度のご案内

## 1. 生活支援センター相談支援事業

- ・障害のある方が地域で生活をするために、相談支援専門員による相談支援が受けられます。
- ・大津市内の知的障害児者及び医療的ケア児等の地域生活支援拠点として、専門的な相談対応と緊急時対応を行います。

### <主な支援内容>

- ・障害福祉サービスや社会資源に関する情報提供と利用に向けた支援
- ・サービス等利用等計画の作成とモニタリング
- ・障害支援区分における認定調査
- ・権利擁護のための必要な援助
- ・地域生活でのトラブルに関する相談及び関係機関の利用に向けた支援

## 2. 大津市基幹相談調整センター

- ・大津市障害者自立支援協議会の事務局
- ・医療的ケア児や知的障害児者に対する専門的な相談支援。
- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修実施

## 3. 専門職による巡回相談

- ・作業療法士、理学療法士、発達相談員による市内の児童発達支援、保育園、幼稚園、学校、児童クラブ等の巡回相談

・連絡先：大津市立やまびこ総合支援センター内生活支援センター

・住所：大津市馬場 2 丁目 13-50 大津市立やまびこ総合支援センター 2 階

TEL 077-527-0486 FAX : 077-527-0334 メール : [sien@biwakogakuen.or.jp](mailto:sien@biwakogakuen.or.jp)

営業日 月～金 事業所営業時間 9:00～17:00

(夜間等に緊急でサービス調整が必要な場合は 090-9886-8304)

# 生活支援センター相談支援事業

・生活支援センターでは障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう下記の3つの相談支援事業を実施しています。

## ① 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業

・障害福祉サービス等を利用する際の相談及び支給決定のために必要なサービス等利用計画の作成を行います。申請書と一緒にサービス等利用計画書を障害福祉課に提出しないと、受給者証の申請や更新の手続きができない仕組みになっています。相談にあたり、生活支援センターと契約する必要があります。なお、利用料はかかりません。

→利用するためには契約が必要です。

## ② 地域生活支援拠点事業

・生活支援センターで計画相談の契約をされている方及び緊急一時保護（ナイトケア）の登録をしている方に対して、介護者の不在等の緊急事態に対して必要なサービスのコーディネートを行います。

## ③ 市町村相談支援事業（地域で暮らすための一般的な相談）

・障害のある人の地域生活における様々な問題について、障害のある当事者、ご家族、他機関の支援者等からの相談に応じ、必要と思われる社会資源に関する情報提供や利用に向けた支援等を行うほか、社会生活力を高めるための個別支援や権利擁護のために必要な支援も行います。

・相談にあたり、契約等の必要はなく、利用料もかかりません。

### 医療的ケア児等コーディネーター研修修了者を配置しています。

、当事業所の相談支援専門員9人が医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し資格を取得しています。コーディネーター研修修了者を中心に相談支援専門員が下記支援を行います。

①医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた支援を行います。

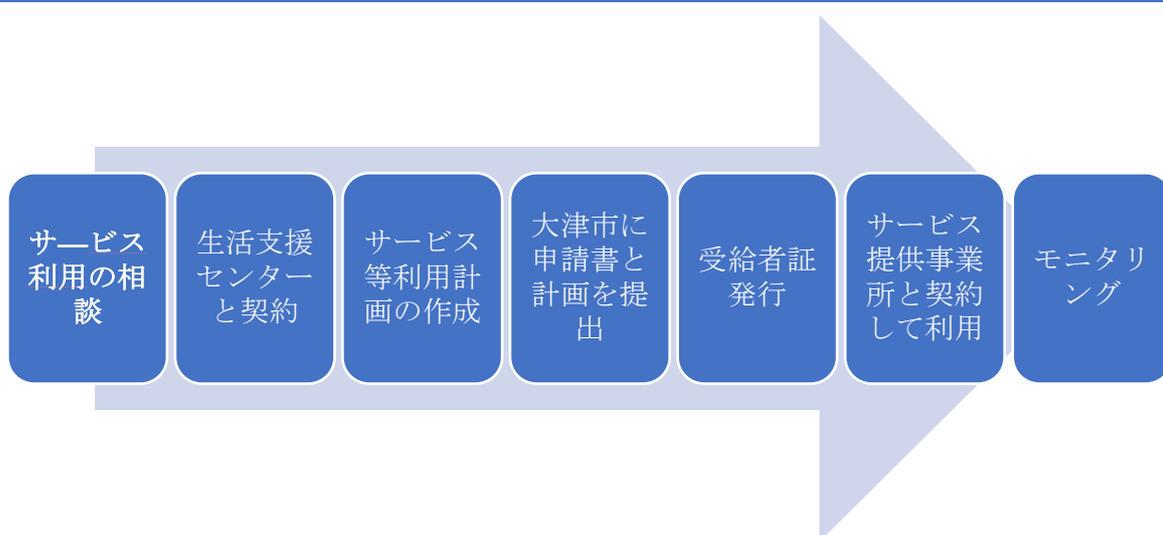
② 家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」を多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行います。

③地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善を行います。

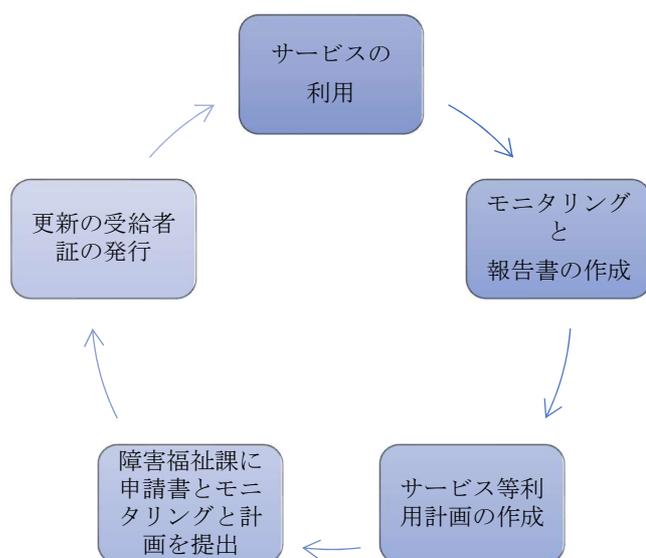
## 生活支援センターでサービス等利用計画を作成する場合

障害福祉サービスをご利用になるすべての方に対して“サービス等利用計画”の作成が必要です。サービス等利用計画は地域生活に必要なサービス等の利用に関するご希望をお聞きし、現在の状況をふまえて作成する計画です。また、作成後も定期的にご本人、家族と自宅にて面談等して聞き取りを行い、事業所にも様子の確認を行います。（モニタリングといいます。）生活支援センターで計画を作成するときは以下の流れになります。

### サービス等利用計画の作成と障害福祉サービス利用の流れ



### 受給者証の更新時の手続きの流れ



・障害福祉サービスの利用に関しては、定期的に更新の手続きが必要となります。更新の際にはモニタリングの報告書と計画を作成して、申請書と併せて大津市に提出する必要があります。

・モニタリングは自宅を訪問して行うことが国のルールとして決まっています。最低半年に1回は自宅を訪問します。

サービス等利用計画案

様式 1-1

利用者氏名	琵琶湖 太郎	様	障害支援区分		相談支援事業者名	支援センター児童相談	
障害福祉サービス受給者証番号					計画作成担当者	松岡 啓太	
地域相談支援受給者証番号			通所受給者証番号		利用者同意署名欄		
計画案作成日	平成28年 6月 1日		モニタリング期間(開始年月)	1年毎			
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	・集団の中で同世代の友だちと楽しく過ごしたい。(本人) ・家族以外の人と楽しく過ごしてほしい。また、集団での療育活動を通して地域で生活するための能力の向上や社会との交流を拡げてほしい。(家族)						
総合的な援助の方針	集団の中でいろいろな経験をし、楽しく過ごすことができ、本人の対人関係や社会系金が広がるよう支援する。						
長期目標	集団の中でいろいろな経験をし、楽しく過ごすことができる。また、集団での療育活動を通して地域で生活するための能力の向上や社会との交流を拡げることができる。						
短期目標	放課後等デイサービスや児童クラブの活動に慣れる。						
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
	集団の中で同世代の友だちと楽しく過ごしたい。	集団の中で同世代の友だちと楽しく過ごすことができる。	1年	・児童クラブ ・集団の中での活動の提供、見守り ・週3回(月、木、金)	・集団に慣れ、楽しく過ごす。 ・家族が帰りは迎えに行く。	1年	・バス停から学童までの送迎は移動支援を利用。
	集団での療育活動を通して地域で生活するための能力の向上や社会との交流を拡げてほしい。	集団での療育活動を通して地域で生活するための能力の向上や社会との交流を拡げることができる。	1年	・放課後等デイサービス 月10日 ・本人にあった集団での療育活動の提供、学校と自宅間の送迎、家族との相談 ・週2日(水、金)	・活動に参加する	1年	

サービス等利用計画案【週間計画表】

様式 1-2

利用者氏名	琵琶湖 太郎	様	障害支援区分		相談支援事業者名	支援センター児童相談		
障害福祉サービス受給者証番号					計画作成担当者	松岡 啓太		
地域相談支援受給者証番号			通所受給者証番号					
計画開始年月	平成28年 6月							
	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								・学校にはスクールバスで通う。 ・週末は自宅で家族と過ごす。 ・好きな活動は絵を描くことと公園で遊ぶこと。
8:00								
10:00	養護学校		09:00~14:00 養護学校	養護学校				
12:00								
14:00			14:00~18:00 放課後等デイサービス					
16:00	15:30~18:00 児童クラブ	15:30~18:00 児童クラブ		15:30~18:00 児童クラブ	放課後等 デイサービス			週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								
サービス提供によって実現する生活の全体像	集団の中でいろいろな経験をし、楽しく過ごすことができる。							

サービス等利用計画作成のメリットは？

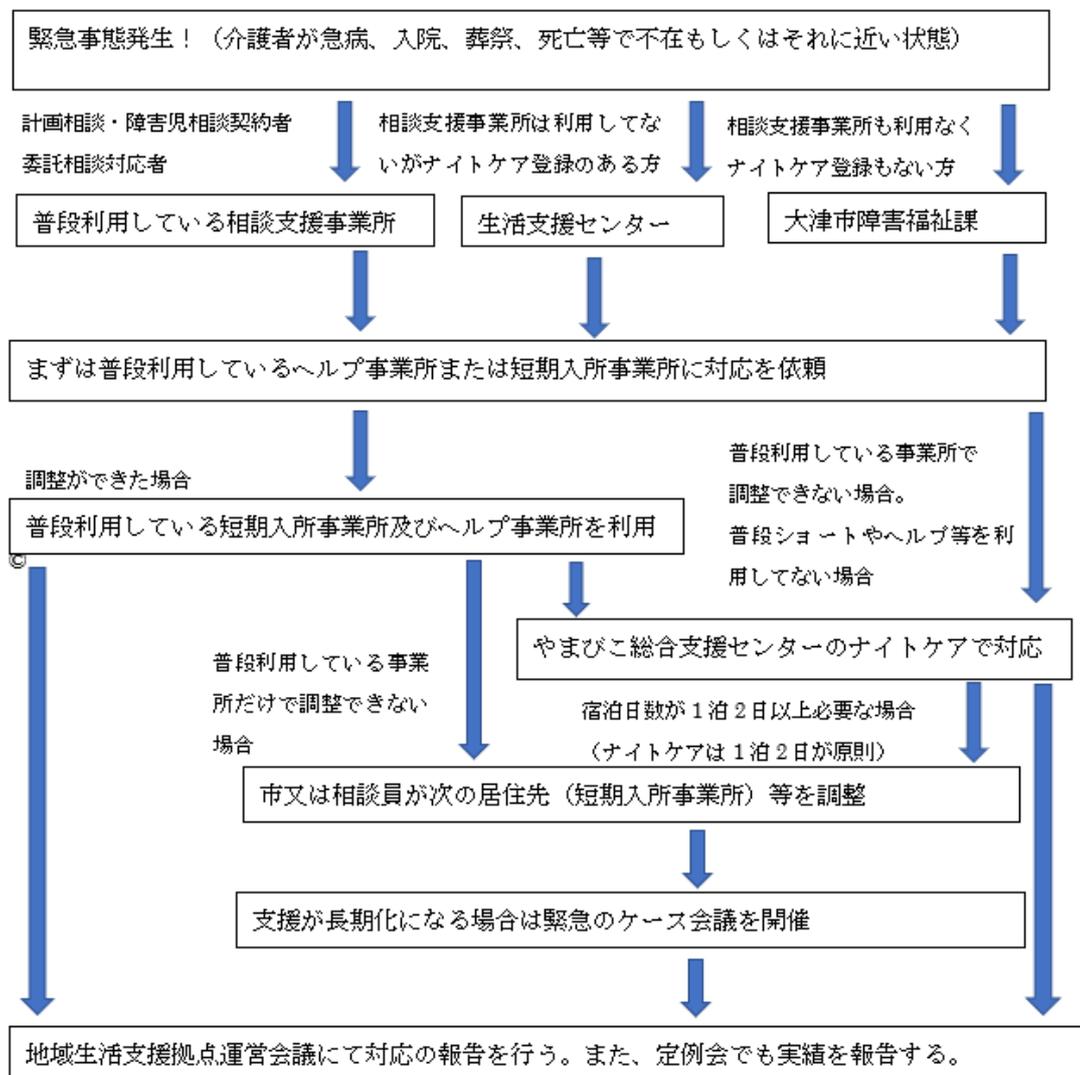
- ① 専門家である相談支援事業者の相談支援専門員から、第三者的な視点に基づいて、適切なサービスの組み合わせや選択肢拡大の提案を受けることができます。
- ② ご本人同意のもと、サービス等利用計画を関係者に提示し、関係者が情報を共有することにより、一体的な支援を受けることができます。
- ③ ご本人の望む生活を尊重し、ご本人のニーズに基づく計画を作成することにより、本人中心の支援を受けることができます。

# 緊急時のサービス調整に関して

生活支援センターでは介護者の急な体調不良や怪我及び急な葬祭等の突発的な要件が入り、対象者の介護が一時的に困難になった場合のサービス調整を24時間365日体制で実施します。

普段利用されている短期入所事業所やヘルプ事業所があれば、そちらの利用の調整を優先的にを行います。そこでの調整が難しい場合は、やまびこ総合支援センター内ひまわりはうすで実施しているセーフティネット支援（ヘルプ事業・夜間一時保護・日中一時支援）での対応を検討します。

## ②緊急時の対応



生活支援センターでは大津市の地域生活支援拠点コーディネーター設置事業に基づいて地域生活支援拠点コーディネーターを1名配置して、緊急時の対応のコーディネートをを行っています。

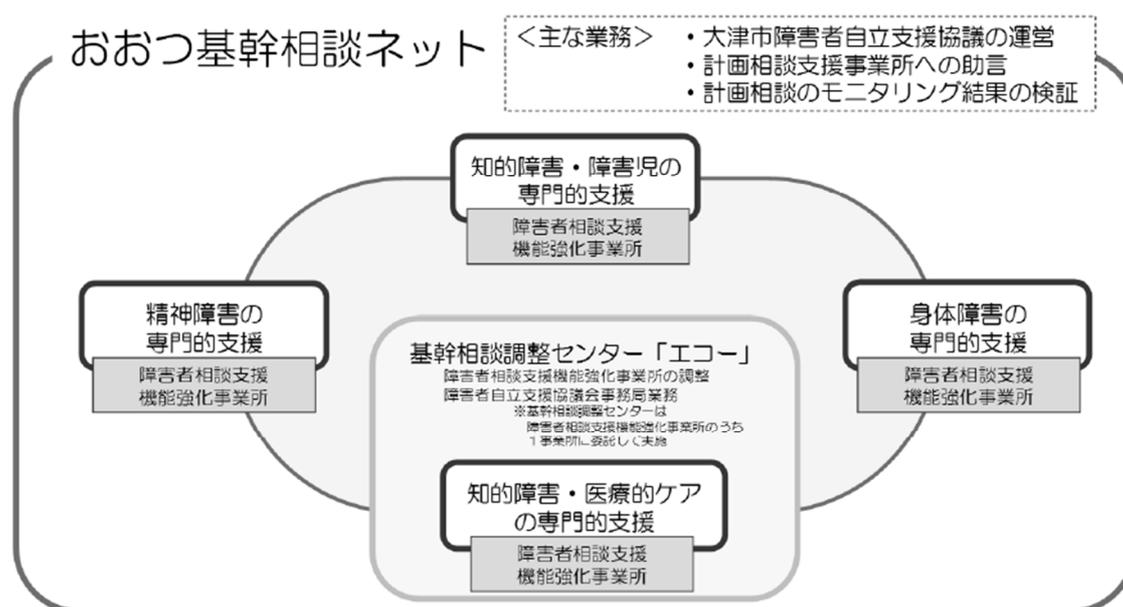
# 大津市基幹相談調整センター

基幹相談支援センターは、障害福祉分野の相談支援の中核的な役割を担う機関で、各市町に設置が努力義務化されています。役割としては以下の3点があります。

- ①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施
- ②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施
- ③自立支援協議会の運営関与を通じた「地域づくり」の業務

大津市では令和4年度から、生活支援センター、オアシスの郷、みゆう、じゅぷの4か所の相談支援事業所に大津市相談支援機能強化事業を委託。また令和5年度から生活支援センターが4つの相談支援機能強化事業所の調整と自立支援協議会の事務局業務を大津市基幹相談調整センター業務として委託を受けました。

## 大津市における基幹相談支援センターの面的整備



生活支援センターでは基幹相談調整センター担当の相談員（主任相談支援専門員2人、相談支援専門員1人）を3人配置しています。

# リハビリテーションスタッフの紹介

生活支援センターでは住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていくことを大切に、リハビリの観点から支援するためのスタッフを配置しています。

リハビリテーションスタッフは支援者対象の巡回相談と利用者対象の個別相談を行っています。巡回相談では地域の保育園や学校、障害福祉サービスの事業所等を訪問して、実際の生活を見たとうえで、それに即して専門的な支援活動を提供しています。

リハビリテーションスタッフは2名です。

- ・理学療法士1人、作業療法士1人

## 対象者

- ・大津市内にお住いの知的障害児者及び18歳未満の身体障害児

## 対応出来る相談内容

機能低下へのアセスメントや対応の検討

「歩きにくくなってきた」「転倒しやすくなった」「骨折をしてしまった」「車椅子が合わなくなった」「食事中にむせやすくなった」など

福祉用具・環境への対応

「車椅子を作りたい」「履きやすい靴の選び方を教えてほしい」「食べやすい食器はないか」「持ちやすいスプーンを探している」「手すりをどう取り付けたらよいか」「トイレの改修を検討している」など

## 相談方法

生活支援センターに相談依頼のお電話をください。リハビリテーションスタッフが対応可能と判断した場合は、相談日や相談場所の調整をさせていただきます。

普段利用している福祉サービス事業所の支援者の方からの利用者の個別相談に関しては、本人及びご家族からの事前同意が必要です。

## 利用にあたっての留意点

- ・普段相談している医療機関のリハビリスタッフがおられる場合は、連携して対応させていただきます。

# 相談支援部門の職員体制に関して

所長（管理者）飯田京子、 副所長 松岡啓太、相談課係長 東間祥子

事業名	業務内容	主担当者
指定特定相談支援 障害児相談支援	生活支援センターと計画相談で契約している方の、サービス等利用計画作成及びモニタリング、地域生活を送る上での相談支援	吉村 耕平 富高 余理 片岡 明子 古庄 奈央子 野村 恭子 林 耕平
認定調査	認定調査の調整及び調査	山崎 真理子
地域生活支援拠点 コーディネーター	緊急時のサービス調整や対応、体制整備の支援	東間 祥子
大津市基幹相談調整 センター	大津市障害者自立支援協議会の事務局 相談支援事業所等へのスーパーバイズ	松岡 啓太 瀬古 衣映 坂本 彩
理学療法士	本人の姿勢や運動、生活動作に関する相談、及び介助方法や日常生活用具等の相談	泉 圭輔
作業療法士	日常生活における困りごとや、特性の理解等に関する相談	松本 明香
発達相談員	主に知的障害の方の発達支援に関する相談	松島 明日香（月2回） 谷村 悦子（月2回）

\*大津市強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者 6人

松岡 啓太、瀬古 衣映、東間 祥子、吉村 耕平、古庄奈央子、富高 余理

\*滋賀県医療的ケア児者コーディネーター養成研修修了者 8人

松岡 啓太、東間 祥子、瀬古 衣映、吉村 耕平、富高 余里、古庄 奈央子、片岡 明子、野村 恭子

\*主任相談支援専門員研修修了者

松岡 啓太、坂本 彩、東間 祥子